

(素案)

# 平野区地域福祉計画(第2期)振り返り (平成29年7月~令和3年度)



平野区役所保健福祉課 (地域福祉)

## 1 はじめに

平野区で生活する全ての区民を対象として、それぞれの地域の実情に応じた地域福祉の取組を推進するために、平成 25 年 9 月に第 1 期平野区地域福祉計画を策定しました。第 2 期計画の策定にあたり、第 1 期計画の振り返りを行い、理念を引継ぎ、地域福祉を推進する主人公を「地域住民のみんな」であると考え、支える人（担い手）も支えられる人（受け手）もお互いを支えあい、年齢や障がいの有無に関わらず、いきいきと活躍し、みんなで支えあえる平野区をめざして平成 29 年 7 月に第 2 期計画（～令和 3 年度）を策定しました。

この振り返りでは、第 2 期計画の推進に向けた主な具体的取組の成果や見えてきた課題について、基本目標と具体的な取組ごとに総括を行い、第 2 期計画の課題を浮き彫りにし、第 3 期計画の骨子へつなげていくための基本資料としました。

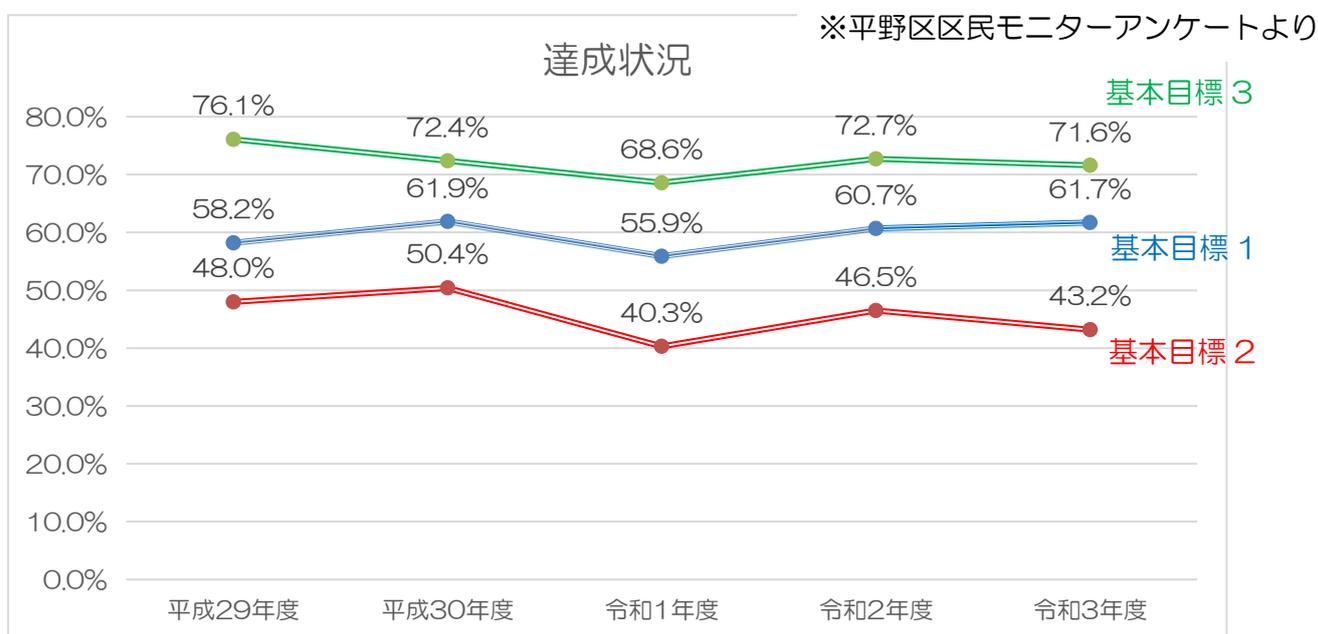
## 2 目標に対する達成状況

### 【第 2 期計画における数値目標】

基本目標 1：お住いの地域の方と「つながっている」と感じる割合 70%

基本目標 2：あなたの隣近所で助けあい活動が行われていると感じる割合 60%

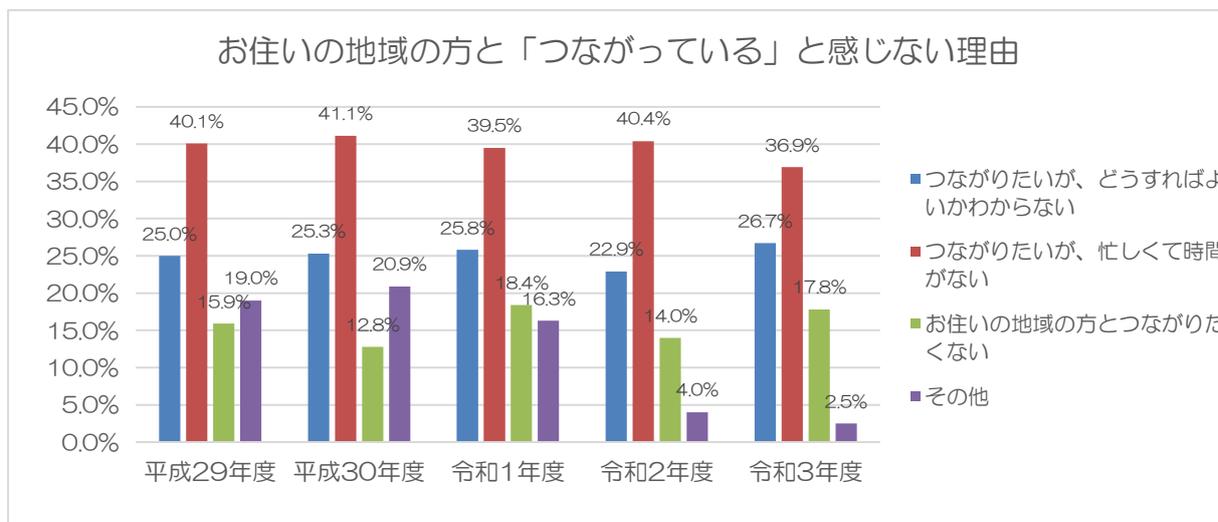
基本目標 3：子育てや家事・介護・仕事など生活の困りごとや悩みがあるとき、相談できる割合 60%



基本目標 3 は達成しているものの、基本目標 1 と 2 は達成に至りませんでした。第 3 期計画を策定する上で取組の方向性と手法を再検討する必要があります。つながり、支えあえる状態をより区民をはじめとした平野区に関わる人に分かりやすく説明しながら、平野区での地域福祉活動を広報等で紹介する等、活動の見える化を進めることが重要と考えています。

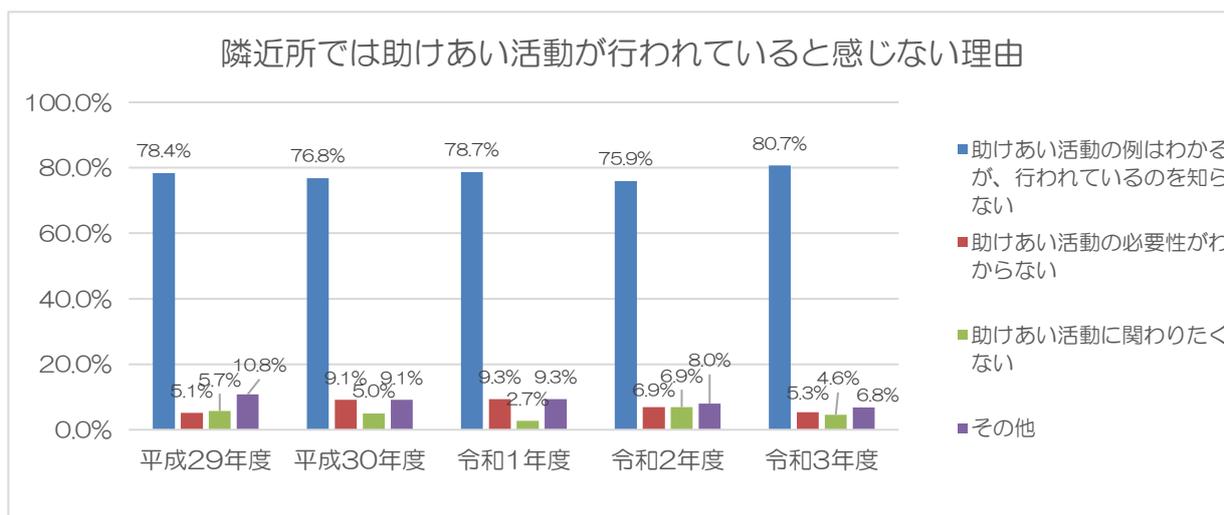
### 3 未達成の要因分析

#### (1) 基本目標 1



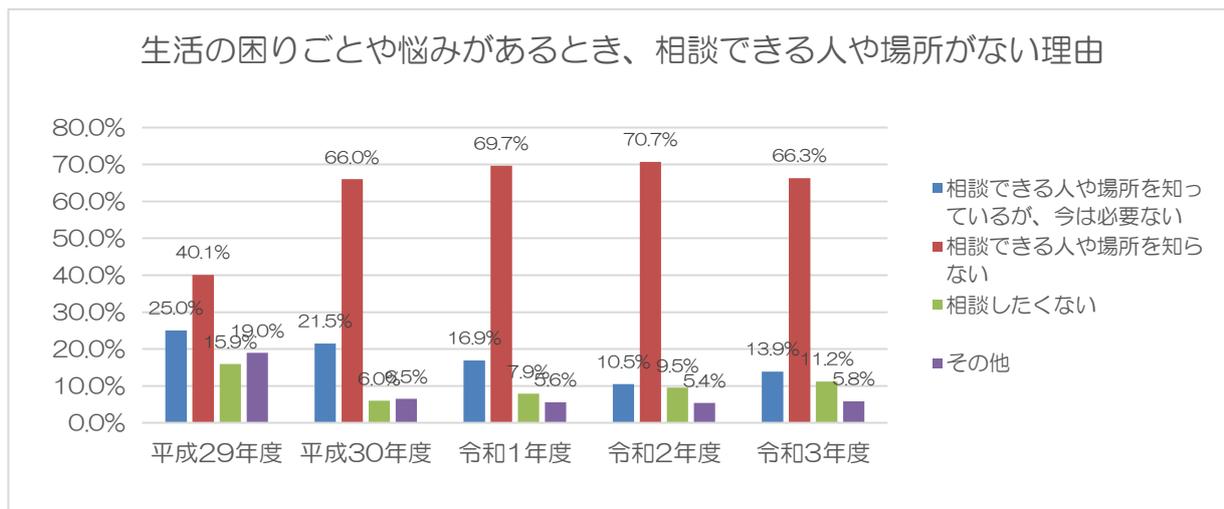
「つながりたいが、どうすればよいかわからない」という意見があります。地域の活動に参加・参画することによって、人と人がつながり、そこから「支えあいまちづくり」が始まるものと考えています。例えば、百歳体操やふれあい喫茶等、各地域で取り組んでいる活動を周知することも必要です。一方で、「お住いの地域の方とつながりたくない」との意見もあり、もしかすると地域活動に関わることを煩雑に感じているのかもしれませんが。平野区として、支援の必要な人が地域から孤立し、つながりたいときにつながれないことが課題と感じていることから、住民同士のつながりの必要性への理解を深めていきます。

#### (2) 基本目標 2



「助けあい活動の例はわかるが、行われているのを知らない」が多数の意見としてありました。現在、複数の地域で地域役員や専門職、関係機関が支援の必要な人に対して見守り訪問等を実施しています。その活動も徐々にではありますが、地域の中で顔の見える関係づくりにつながっています。このような取組を様々な機会を活用して周知していく必要があります。

### (3) 基本目標 3



5年間の成果としては目標数値を達成しています。しかしながら「相談できる人や場所を知らない」意見が圧倒的多数を占めており、改めて住民の身近なところに相談できる機会（各地域で行っているふれあい喫茶等の地域福祉活動）があることを周知していく必要があります。また、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、地域福祉活動コーディネーターの仕組みについても併せて周知していく必要があります。

## 4 具体的な取組からの成果と課題

### (1) 高齢者が暮らしやすい平野区をめざして

#### 【取組の成果】

各地域に「地域福祉活動コーディネーター」を23人配置し、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という）等が実施する高齢者食事サービスやふれあい喫茶等の場で相談を聞いたり関係機関につなぐ等、それぞれの地域特性に応じた地域福祉活動の充実を図っています。地域での見守りのネットワークを強化するために平野区社会福祉協議会（以下、「区社協」という）にある「見守り相談室」では、要援護者から同意確認を行い、地域の平時の見守りにつないでいます。

また、孤立した世帯への訪問により必要なサービス等につないでいます。支援の中で複合的な課題を抱える世帯もあり、「総合相談体制の充実事業」としてつながる場を活用しながら、課題の解決に努めています。孤立死を防ぐために新聞販売店等と協定を結び、休日・夜間も併せて見守りのネットワークを構築しています（民助の取組）。

各地域ではいきいき百歳体操等を通じた介護予防事業やふれあい喫茶等、高齢者が集える機会を提供しています。区役所や区社協も連携しながら高齢者の居場所づくりの支援をしています。さらに、平野区老人福祉センターでは各地域の老人クラブ等と連携しながら、高齢者の生きがいづくりを支援しています。また、生活支援体制整備事業による「平野区ささえ愛支援員（生活支援コーディネーター）」を区社協に配置し、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるよう、日常的に支えあえる仕組みづくりや参加できる場づくり、さらなる地域資源の把握やボランティアの育成、地域における有償ボランティア活動等の展開を支援しています。

高齢者にとって身近な相談支援機関として平野区では「地域包括支援センター」が5か所、高齢者の総合相談窓口として「ランチ」を6か所設置し、フォーマルなサービスに迅速につながるよう区役所や区社協、関係機関と連携しています。

各地域と顔の見える関係づくりを進めるとともに、虐待等の深刻な事案に対応しています。また、虐待等の困難な事象が起きた時に専門職や関係者が連携・協力できる関係づくりを行っており、「障がい者・高齢者虐待防止連絡会」を定期的で開催しています。また、「高齢者虐待防止活動評価検討会」を開催して早期終結のため処遇検討を行っています。

#### 【課題】

平野区の推計人口によると、令和7年の高齢化率は29.6%で大阪市平均である25.8%と差があり、令和27年を見据えると大阪市平均が32.4%に対して平野区の高齢化率は40.4%と今後高齢化が急速に進むことが予想されます。また、後期高齢者数は令和2年と平成22年とを比較すると約1.5倍になっており、今後も増え続けることが予想されます。加えて、平野区の単身高齢世帯の割合は、平成22年の14.3%から令和2年には17.6%と急増しており、また、大阪市の割合14.5%と比べて高いことからつながりの希薄な世帯が今後増えていくことが予想されます。そして、高齢者夫婦世帯の割合

も令和2年の大阪市の6.8%に対して、平野区は9.3%と高く、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在すると考えられます。

こういった背景の中、要援護者名簿を活用した平時の見守り活動があまり広がっておらず、より効果的な活用方法を検討していく必要があります。マッピング作業をしながら気になる世帯を地域住民で把握していく取組を進めている地域もありますが、マッピング作業後に定期的な見守りにつながっていない地域もあります。

後期高齢者も年々増加しており、また、単身高齢者世帯では孤独死を身近に感じている方も多い傾向にあります。居場所づくり活動に参加している人からも「ボランティア活動により、地域貢献できる」との意見がありますので、生活支援体制整備事業の活用で、さらに地域資源の把握をしながら高齢者がいきいきと活躍できる居場所の確保が必要となり、地域施設等で実施している活動の周知も大切です。

在宅医療支援体制については、高齢者にとって医療・介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、これまで以上に医療・介護の多職種による連携を強化し、在宅医療支援体制づくりを推進していくことが必要です。

高齢者虐待については、要因が多岐にわたっており、支援困難な事例だけでなく長期化することも多く見受けられます。このような複合的な課題に対しては関係機関による事例検討会議等により、関係者の高度な支援スキルアップを図りつつ、保健・医療・福祉を担う多職種との連携強化をさらに図っていく必要があります。

## (2) 認知症になっても安心して暮らし続けることができる平野区をめざして

### 【取組の成果】

平野区では認知症支援者で構成される「るんるんネット」による専門職向けのシンポジウムや区民向けの講演会を開催し、支援者間のネットワークづくりが進められています。また、新型コロナウイルス感染症のまん延により講演会の開催が延期される中、三師会と連携してDVDを作成する等の取組を進めてきました。今後も、いきいき脳活の取組といきいき百歳体操の取組を連携させ認知症予防事業を推進していきます。

一部の地域では認知症の徘徊高齢者への声かけ模擬訓練を開催したり、地域包括支援センターとひらのオレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）が認知症に関する講演を行う等、区民の意識も向上しつつあります。また、見守り相談室が行う「認知症高齢者等見守りメール」に民生委員・児童委員が積極的に登録を行う他、地域団体も登録する等、地域での見守り体制も着実に広がっています。

地域共生社会の実現をめざして、地域において認知症や発達障がい等、何かしら生きづらさを感じている人たちの理解を深める「くらしやすい明日の平野区をめざして」と題した講演会を区役所と民生委員・児童委員協議会が協働して開催しています。民生委員・児童委員をはじめ、地域役員や関係機関に参加していただき、相互連携を強める取組を進めています。さらには、区社協において当事者とその家族を対象にしたつどいの場を開催し、関係づくりを行っています。

第2期計画において、地域住民を主人公にし、関係機関の連携強化をしつつ、支える人も支えられる人もお互いが支えあえるまちづくりをめざして「平野区の地域福祉を考え

るラウンドテーブル」を4回開催しました。各地域の実情に応じた住民同士のつながり、支えあいの輪を広げ、福祉のまちづくりへの地域力をさらに高めるために、「地域福祉を考えるラウンドテーブルからの提言」をいただきました。これを受けて、「住民同士のつながりづくり」「地域のなかでの見守りの充実」「地域活動のネットワークづくり」の実現に向けて取り組んでいます。

#### 【課題】

厚生労働省の推進する認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）によると、平成24年時点の日本全体の認知症高齢者数は462万人と推計されており、令和7年には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人に達すると見込まれています。平野区では令和2年時点で4,034人、高齢者の13.2%となり認知症高齢者が増加傾向にあります。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざして、さらに認知症予防の取組を進めていく必要があります。

これまで専門職だけでなく、区民に対しても認知症の理解の促進のために研修会を開催してきましたが、当事者だけでなくその家族の生活での困りごと等への理解をさらに啓発していく必要があります。また、認知症サポーターを増やし、暮らしやすい平野区を実現していくことが大切です。地域活動でもいきいき脳活サポートマニュアル等を活用した講座を積極的に開催していただくことも必要と考えます。

当事者が認知症と診断されることを拒否する等、ネガティブなイメージを緩和し、相談しやすい環境の整備が必要です。ひらのオレンジチームは、認知症サポート医、医療・介護福祉の専門職で構成され、区民の身近な地域包括支援センターに設置されています。当事者やその家族の専門相談窓口として機能するよう、さらなる周知啓発が必要です。

当事者が行方不明になった時にメール配信される、見守りネットワーク強化事業の「認知症高齢者等見守りメール」への協力者をさらに増やし、地域の中での見守りあいを充実していく必要があります。

### (3) 障がいのある人もない人も支えあえる平野区をめざして

#### 【取組の成果】

平成29年度から発達障がい等により生きづらさを感じている人たちへの理解促進のために、地域共生社会の理解に向けた講演会「くらしやすい明日の平野区をめざして」を開催し、民生委員・児童委員をはじめ様々な関係機関や区民が参加しました。また、発達障がいのある人やその家族の方が同じ課題を共有し、つながりづくりを支援するつどいの場も区社協が毎月実施しています。さらに、平野区にある発達障がい者支援センター「エルムおおさか」では、発達障がいのある人やその家族、関係機関等から日常生活での様々な相談に応じています。

障がいのある人のニーズが多様化している中、平野区障がい者基幹相談支援センターでは、様々な相談内容に応じて助言や情報提供、サービス利用の援助、権利擁護のための必要な援助等を行っています。

1歳6か月児健診及び3歳児健診の質問票に発達障がいに関する項目を追加し、4・5歳児発達相談事業を実施する等、母子保健事業の充実によって乳幼児の発達障がいにかかる相談体制を整備しています。

区内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対して、車いす体験やアイマスク体験等を通して、障がいの特性によってどのようなことに気をかけなければならないか、福祉教育を出前講座として多数実施してきました。また、大学にも認知症サポーター養成講座をはじめとした障がい等に対する理解を深める講座を区社協が開催しています。併せて、災害時にどのような支援ができるかを考える研修（HUG訓練）も行う等、障がいのある人を思いやる気持ちを育む取組が進められています。

住民の身近な相談先として各地域に配置している地域福祉活動コーディネーターのスキルアップを目的に、平野区地域自立支援協議会と協働して研修会を実施し、当事者やその支援者のニーズ等を把握しながら、連携を強化しています。

障がい者への虐待等の困難な事象が起きた時に専門職や関係者が連携・協力できる関係づくりのため、「障がい者・高齢者虐待防止連絡会」を定期的に開催しています。引き続き、適切な対応を行っていく必要があるため、障がい者虐待を取り巻く状況や考え方を共有しつつ、連携・協力できる体制づくりを進めています。

平野区では障がいの有無や生活困窮等、複合化する課題に対して、区社協や専門職等の支援者が集まり、平野区における課題の共有をはじめ、それぞれの支援がより連携して進められるよう、年に2回事例検討等をしている「平野区セーフティネット連絡会」を開催しています。特に、令和2年から新型コロナウイルス感染症のまん延により、生活福祉資金の貸し付け等の相談から浮き彫りになった支援の必要な世帯へのアプローチについて議論してきました。また、複合的な課題に対しては、「つながる場」を活用して、それぞれの関係機関の持つ情報の共有をしつつ、支援の方向性を整理し対応しています。

その他、令和3年度から区役所職員向けに、窓口サービスの向上とともに障がいの特性を知り、誰もが利用しやすい区役所づくりをめざして「あいサポート運動」の研修会を実施しました。今後も、当事者の気持ちに寄り添う職員づくりをめざしていきます。

## 【課題】

平野区において障がい者手帳を所持している比率が大阪市全体に比べて高い状況です。そのため、何かしらの福祉サービスが必要な人も増えていくことが想定されます。平野区内には障がいのある人へのサービスを提供できる事業所も多数あります。しかし、当事者の意識調査においては、「利用したいサービスがない」や「日常の困りごとがない」との意識も高い状況にあり、身近な相談支援機関である平野区障がい者基幹相談支援センターの取組周知が必要です。特に、災害時の対応について避難所の確保や災害時の防災対策等、障がい等により支援が必要と感じている当事者が多数いることも分かりました。地域の現状を的確に把握し、風水害・地震に対する防災意識を、広く区民に啓発していく必要があります。

これまでに開催してきた地域共生社会の理解に向けた講演会「くらしやすい明日の平野区をめざして」は、地域ニーズを把握しながら、区民のみなさんにとってより身近に地域

福祉について考えていただく機会にする必要があり、区民モニターアンケートや様々な調査に基づき講演会を開催していきます。地域で行われている見守り活動等に携わるボランティアから「障がいのある人への接し方が分かりにくい」ことや「地域活動に参加してくれる人とは関係性を築いていくことができるが、孤立した世帯には訪問しにくい」との意見があります。それぞれの障がいの特性や必要な配慮を理解し、誰もが住みやすい地域共生社会をめざすことが重要です。区政会議においても、当事者が求めるサービスと行政が提供できるサービスに乖離がある場合があるとの意見がありました。引き続き、区役所や区社協は平野区地域自立支援協議会と関係性の構築を進めるとともに、より発展的な取組を創出していく必要があります。また、「幼少期から福祉に関することや障がいのある人、高齢者と交流することで理解が深まる」との意見もあり、これまで以上に学校教育の一環として福祉に対する教育を区社協と連携して進めていかなければなりません。

複雑化・多様化する深刻な障がい者・高齢障がい者への虐待は人権を侵害する重大な事象であり、防止策を適切に講じていくことが重要です。引き続き、対応内容や取り巻く状況を区役所、専門機関等が事例共有しつつ、有機的に連携協力していくことが必要です。また、障がいがあり、その他生活の困窮等の複合的な課題を抱えた世帯に対して、スーパーバイザーの助言を活用しながら、相談機関や専門職、地域住民等が分野を超えて連携・協力し、支援する方向性を考えていく総合的な相談支援体制を充実するために、引き続き「つながる場」を積極的に活用していく必要があります。

#### (4) こども・子育て世帯をみんなで支えあえる平野区をめざして

##### 【取組の成果】

妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化を図るため、区役所子育て支援室と保健師の定例会を開催し、生活困窮や障がい等により支援の必要な特定妊婦の情報を共有しながら必要な支援につなぐ取組を進めています。また、妊婦の時から保健師による母親教室や平野区子ども・子育てプラザでの専門相談員による相談支援を行っています。

乳幼児健診の未受診者については、児童虐待との関連性が指摘されていることから、全件の状況把握に努めています。令和3年度より4歳児に対して、就園児のいる世帯に対しては保育園・幼稚園を通じて、未就園児のいる世帯には区役所子育て支援室の職員が個別訪問する事業を実施しています。訪問を通じて悩みを抱える保護者のニーズも把握するよう努めています。

子育て支援活動においては、これまで「ひらの子育てのWA!情報」として、保育園・幼稚園・区内の子育てサロンの情報等を掲載した冊子を年に1回発行し、乳幼児健診や様々な機会を活用して配付しています。また、区ホームページでの子育て情報の発信や若い世代に親しみやすいSNSの活用として、facebookやLINEを活用して、子育て情報や支援活動を周知しています。子育てを応援する企業・団体や個人も増えており、キッズひらちゃん応援団も令和4年7月現在で12団体となり、これまでも団体の協力を得て平野区子育てフェスタも開催してきました。

各地域では、地域福祉活動コーディネーターをはじめ、地域役員等が子育てサロンを開催するなど、地域での子育て支援事業が行われています。その中で、日頃の子育ての悩み

等の相談ができる環境が維持されています。今後も、子育て世代のニーズを把握しつつ、より身近な活動を支援していきます。

孤立した家庭環境や保護者が抱える様々な不安の中で、児童虐待が深刻化しており、虐待を未然に防ぎ、重大化させないことが大切です。平野区では南部こども相談センター等の行政機関や専門職、学校園、児童福祉関係者等と協働して要保護児童対策地域協議会を構成しています。虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等の情報や、児童の適切な保護を図るために必要な情報を実務者レベルで共有しています。また、支援の必要なこどもや子育て世帯には、複合的な課題を抱えていることが多く、こどもとその世帯に着目して課題の早期発見と解決に向けた支援が必要になります。小中学校でのこどもの生活における変化を把握して課題を見える化し、課題解決に向けて、教育分野での支援、区役所等の保健福祉分野での支援、地域資源が連携し、こどもとその世帯を総合的に支援する「こどもサポートネット事業」を実施しています。

平野区では平成 29 年度からこども食堂やこどもの居場所活動の実施を検討している個人、団体等への相談やネットワークづくりを目的として「平野区みんな食堂ネットワーク事業」を実施し、事業が終了した令和 1 年以降も多様な団体と協働したネットワークが広がりがつつあります。みんな食堂が貧困のためだけに開催されているのではなく、こどもの孤食や孤立を防ぐ一助となっていることを広く周知するために、毎年「平野区みんな食堂まつり」を実施しています。

ひとり親家庭の支援では、区役所にひとり親家庭サポーターを配置しています。離婚前の相談や就業相談については、年々増加傾向にあり、きめ細やかなサポート体制を構築しています。加えて、弁護士相談へのつなぎ役でもあり、ひとり親世帯にとって安心してこどもを育む環境が整えられるよう支援しています。

その他、不登校となっている児童・生徒の復帰支援を行うため、学校の別室等を活用し、不登校相談員や学生ボランティアによる面談や支援等「平野区こどもの生きる力育成支援事業」を実施しています。また、高校生に対しては「ひらの青春生活応援事業」を実施し、専門相談員による訪問や面談により学校生活の定着に向けた個別支援を行っています。

#### 【課題】

平野区における乳幼児健診（3 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診）の受診率は大阪市の受診率より低い現状です。また、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響によって、子育て世帯が集える場所が少なくなっているため、様々な支援機関と連携しながら孤立させない子育てへの支援が重要となります。4 歳児訪問での的確な課題把握のため、専門職とのアプローチ方法や支援拒否をする保護者に対するの対応方法を検討していく必要があります。

平成 26 年 5 月に行った「平野区のこどもたちを元気にする宣言」では、区役所をはじめとした行政機関だけでなく、学校や地域、企業、区民一人ひとりが、未来を担う平野区のこどもを育む環境づくりを推進していくこととしました。今後も、子育て世代のニーズに沿ったより具体的な取組が必要です。

児童虐待防止については、毎年11月に児童虐待防止月間による啓発活動を行っています。これからも児童虐待を未然に防ぎ、深刻化させないためにも、早期発見し対応していくことが重要となります。平野区における要保護児童対策地域協議会登録児童数は600件を超え市内で最も多い状態にあり、児童虐待相談数についても令和3年度は279件と令和1年に比べて2倍以上に増えています。このような状況の中、要保護児童として登録されているケースに対しても、南部こども相談センターをはじめとした関係機関との連携を密にし、主任児童委員等の地域の子育て支援関係者とともに連携協力を推進していくことが必要です。多様化している子育て世代の相談は、課題が複合化していることも多く、特に小中学校をプラットフォームにした家庭・地域・行政の連携がスムーズに行われるためにも福祉と教育の連携が必要です。しかし、必要なサービスにもつなぎにくい困難なケースが多数見受けられています。また、支援の必要なこどもや世帯が多い状況ですが、その支援を行うこどもサポート推進員が慢性的に欠員状態にあり、十分な支援が行き届かない状況が続いています。その他、子育て世帯のつながりの希薄化も懸念され、引き続きSNS等の電子媒体を活用した、子育てに関する情報を積極的に発信することも必要です。

平成29年6月から3年間の重点事業として実施した平野区みんな食堂ネットワーク拠点事業が終了した現在、こども食堂やこどもの居場所活動を行う団体間のネットワーク「平野区みんな食堂ネットワーク連絡協議会」を立ち上げて活動を進めていますが、運営に必要な資金が少なく、自主的活動が困難な状況です。区役所としても区内の各種団体や企業との関係づくりを後方支援していく必要があります。

平野区でのひとり親世帯は大阪市全体の約10.4%と高く、児童扶養手当受給者数も多い現状です。仕事と子育ての両立が難しい世帯が多いことも想定され、また、生活が困窮しやすいことも安易に想定できます。子育て世帯へのニーズを見ても約15%の世帯では「子育ての協力者がいない」との回答になっています。困りごとを気軽に話せる場等の創出が必要です。

平野区は特別児童扶養手当の受給者が令和4年3月末時点で962件と市内24区で最も多く、障がいのあるこどもがいる世帯が多いことが分かります。そのため、障がいのあるこどもに対する子育てへの支援やその理解が重要であると考えています。また、子育てをする親に障がいがあり、児童扶養手当を受給している世帯は令和4年3月末時点で78件と多いことから、それぞれの子育て世帯に必要な支援が多様化していることも推察できます。子育て世帯が相談できる機会を増やすだけでなく、必要なサービスにつなぐ支援体制の構築が重要になります。

## (5) 平野区の地域におけるセーフティネットの構築

### 【取組の成果】

平成26年度から平野区内の各地域の特性に応じた地域福祉体制の構築と充実を目的に、身近な地域集会所や老人憩の家等に地域福祉活動コーディネーターを配置しています。区社協と連携しつつ、各地区社協等が実施している高齢者食事サービスやふれあい喫茶、百歳体操等の地域福祉活動に参画しています。そこで、参加される住民の様々な相談に寄り添い、必要に応じて関係機関につなぐ役割を担っており、区社協も区役所とも密に

連携しています。また、平成27年度から平野区の地域福祉の推進のために区社協と区役所が連携協定を締結し、福祉の両輪として協働しています。

大阪市では団塊の世代が75歳以上になる令和7年に向けて生活支援体制整備事業を実施しており、平野区ではささえ愛支援員を配置しています。生活支援・介護予防につながる地域資源やサービスの開発等を推進しており、これまでに住民の意識調査を実施して、住民のニーズを把握に努めた結果、地域における有償ボランティア活動の仕組みづくりや男性の居場所づくり活動の推進、各地域で行われている高齢者食事サービス・ふれあい喫茶・百歳体操のマップを作成する等、地域の特性に応じた取組が行われています。

支援の必要な人に対しては、見守り相談室の福祉専門職（CSW）が個別に訪問を行いながら必要なサービスにつなげたり、地域の平時の見守り活動につなげる役割を担っています。また、増えている孤立死に対しても大阪市ライフライン事業者（新聞販売店等）の協力を得ながら日頃の少しいずれの異変に対してCSWが迅速に対応しています。

近年、新型コロナウイルス感染症のまん延等により、生活が困窮している世帯が多い状況です。また、様々な要因により日常生活に不安を抱える世帯も多く、そういった様々な悩みを総合的に相談支援する「くらしサポートセンター平野」では、相談者と伴走型の個別支援を行っています。生活困窮を未然に防ぐとともに福祉関係者との連携を密にしながら平野区の支援体制を構築していくために「平野区セーフティネット連絡会」を開催しています。

各地域において住民から気になる世帯の相談があり、民生委員や地域福祉活動コーディネーターを通じて把握した場合には、区社協や地域包括支援センター等の専門相談機関が見守り訪問等により状況把握に努めています。しかしながら、どの専門相談機関でも解決が困難な事例がある場合には、区役所が中心となって関係機関が横断的に参画し、課題解決に向けた方向性を出していく総合的な相談体支援体制の充実事業を実施しています。

平野区の地域福祉を推進する新たな担い手となる「民助」については、従前より平野区防災協力企業やキッズひらちゃん応援団等の取組により積極的に進めてきました。引き続き、様々な機会を活用しながら、企業・NPO法人等と連携していきます。

#### 【課題】

各地域の特性に応じて地域福祉活動コーディネーターが区社協と連携しながら地域福祉活動に関わっていますが、活動の担い手であるボランティアの高齢化や担い手不足が喫緊の課題であり、活動の継続も危ぶまれています。住民同士のつながりづくりのためには、地域の実情を的確に把握しつつ、担い手の確保・育成が必須です。

また、つながりの希薄化の課題は地域における見守り活動にも影響し、見守り相談室や地域包括支援センター等の専門職、民生委員だけでは平時からの見守り活動が継続できません。新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域福祉活動が自粛・縮小されている中、孤立した世帯が増えていくことが予想され、これまで以上に見守り相談室のCSWによるアウトリーチをはじめとした専門的な支援、複雑・多様化している福祉ニーズの把握と対応が必要です。いわゆるごみ屋敷問題については、堆積者が抱える複合的課題の把握が重要で、区役所や区社協等の専門機関だけでなく、地域に暮らす住民も緩やかに関わっ

ていただきながら解決に向けての方向性をみんなで考えていくことが重要です。こういった複合的な課題を抱える世帯には、総合的な支援調整の場（つながる場）の活用を通じて、弁護士や精神保健福祉の専門的助言の活用も非常に有効となります。

地域包括ケアシステムの推進について、区役所等の行政サービスだけでなく、地域のボランティアをはじめ、ささえ愛支援員による企業・団体の地域貢献等の資源も重要になってきます。今後増え続けていく高齢者がいきがいを持ち、元気に暮らし続けることができる仕組みをつくっていく必要があります。

くらしサポートセンター平野では、障がいや疾病のある人だけではなく、外国にルーツがあり日本の制度や言葉の理解が難しい相談者も多く、適切な相談機関や支援機関につなげていくことが困難な事例もあります。また、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、令和2年以降相談者が急増している状況です。府社会福祉協議会が実施している特例貸付も増加しています。平野区の生活保護の状況は、令和3年における大阪市の保護率が48.8%に比べ68.1%と高い状況にあります。生活保護に至る前の自立支援策の一つとして機能している生活困窮者自立支援事業では、生活に困窮している世帯が増えている中、総合窓口の一つであるくらしサポートセンター平野と区役所の連携が必須です。

地域にもつながっていない、また、福祉サービス等の支援拒否をしている世帯、いわゆる社会的つながりの希薄な世帯への支援については、依然として大きな課題の一つで、その世帯の少しの変化等に対して、地域住民による緩やかな見守りをしつつ、関係機関に迅速につながるような体制の構築が大切になります。

今後の平野区を支えていく「民助」となる新しい担い手・仲間づくりは、これからの地域福祉の推進には欠かせません。平野区内で様々な立場で活躍する支援関係機関との連携強化はもとより、企業やNPO、住民同士のつながりあいを深めていくことで、各地域におけるセーフティネットが着実に構築されていきます。

## 5 第3期平野区地域福祉計画の策定に向けて

以上のように、これまでの取組を振り返ることで、達成できたことと、より推進すべきこと、新たに取り組んでいくべき課題が明らかになってきました。

令和2年から新型コロナウイルス感染症が全国で拡大し、これまで各地域で実施してきたふれあい喫茶や百歳体操等の地域福祉活動が制限され、住民同士のつながりが希薄化していくことが懸念されました。また、高齢者がフレイルになる可能性も指摘されています。そのような状況下で地域活動の担い手の方々には、活動の中止等、多くの制約がある中、既存の活動を見つめ直し、感染症対策を講じながら必要な事から活動を再開する等、つながりづくりを絶やささないよう尽力されています。活動にかける意気込みには頭が下がる思いです。

一方で、地域福祉活動の担い手不足や現在の役員の高齢化が進み、今後の地域福祉活動が困難になっていく恐れがあります。次世代の育成は待ったなしのところまでできています。これまでの地域福祉活動等の取組を継続的・発展的に行っていくためにも、様々な世代で関心の高いテーマとして「防災」について、各地域が主体的に取り組んでおられます。「防災」を地域活動の入口にして、地域において「福祉」と「防災」をつなげていくことが今後の課題になってくると思います。顔の見える関係づくりを進めていくことで、災害が発生した時でも支援の必要な人を孤立させない体制を築いていくことが期待されます。

平野区の福祉のまちづくりを強化していくためには、区民が住み慣れた地域で健やかに暮らし続けることが大切です。とりわけ、多様な障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮等を理解して、障がいを理由とする差別をなくすことをめざします。また、区社協と連携して介護予防教室等の取組を展開しながら、健康寿命を伸ばし、いつまでも元気でいきいきと暮らしていくための取組を推進していきます。加えて、子どもたちの中には、家事や家族のケアを日常的に行うことで、重い責任を課される等、こどもらしい生活を過ごす権利が守られていないケースも存在しています。令和3年に実施した市内中学生に対するアンケートからも、ヤングケアラーが約9%と全国の調査より高い率が出ていることから、健やかに子どもを育ていくためにも相談支援体制の構築が必要です。

第3期計画の策定については、第2期計画の成果を踏まえながら新しい課題についても検討します。平野区地域福祉計画が平野区に関わるみなさんにとって身近に感じてもらえるプランになり、福祉に関してできることをみなさんができる範囲で取り組んでいただき、「笑顔輝くまち ひらの」をめざして福祉のまちづくりを推進していきます。



平野区長 武市 佳代